

# B-1 新規開業特例

2019年1月から2021年10月までの間に法人を設立した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

適用条件・給付額の算定式・上限額決定に用いる年間事業収入については、以下の通りです。

## (1) 設立年が2019年又は2020年の場合 ⇒算定例、提出書類はP.55、P.56をご確認ください

	対象月	
	11月又は12月	1月～3月のいずれか
適用条件	対象月とする <b>2021年11月又は12月</b> の月間法人事業収入が、 <b>設立年※1の設立月※2から同年12月までの月平均の法人事業収入</b> と比べて、新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、 <b>30%以上減少</b> している場合	対象月とする <b>2022年1月、2月、3月</b> いずれかの月の月間法人事業収入が、 <b>設立年の翌年の対象月と同じ月の月間法人事業収入</b> と比べて、新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、 <b>30%以上減少</b> している場合
給付額の算定式	$S = A \times 2 + B - C \times 5$ $A = A' \div M$ <p> <b>S</b> : 給付額 (上限額はP.18参照)  <b>A</b> : 設立年の設立月から12月までの月平均の法人事業収入  <b>B</b> : 設立年の翌年の1月から3月までの法人事業収入の合計  <b>A'</b> : 設立年の設立月から12月までの法人事業収入の合計  <b>M</b> : 設立年の設立後月数  <b>C</b> : 対象月の月間法人事業収入         </p>	
上限額を決める年間の法人事業収入	A (設立年の設立月から12月までの期間の月平均の法人事業収入) × 12	設立年の翌年の対象月と同じ月を含む事業年度の年間法人事業収入※3

## (2) 設立年が2021年の場合 ⇒算定例、提出書類はP.58、P.59をご確認ください

	対象月が11月～3月の場合で共通	
適用条件	対象月の月間法人事業収入が、 <b>2021年の設立月から10月までの月平均の法人事業収入</b> と比べて、新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、 <b>30%以上減少</b> している場合	
給付額の算定式	$S = A \times 5 - B \times 5$ $A = A' \div M$ <p> <b>S</b> : 給付額 (上限額はP.18参照)  <b>A</b> : 設立年の設立月から10月までの月平均の法人事業収入  <b>A'</b> : 設立年の設立月から10月までの年間法人事業収入  <b>M</b> : 設立年の設立後月数 (設立日の属する月から同年<b>10月</b>までの月数)  <b>B</b> : 対象月の月間法人事業収入         </p>	
上限額を決める年間の法人事業収入	A (2021年設立月から10月までの月平均の法人事業収入) × 12	

※ 1設立年とは法人を設立した年をさします。以下同じ。

※ 2設立月は法人を設立した月をさします。なお、操業日数にかかわらず1か月とみなします。以下同じ。

※ 3事業年度が12か月分ない場合は、システム上で、事業年度の月数を除して12を乗じた金額に自動計算されます。

# B-1 新規開業特例 (2019年、2020年設立の場合)

## 給付額の算定例

$$\text{算定式} : S = A \times 2 + B - C \times 5, A = A' \div M$$

例) 2019年8月に法人を設立し、決算月3月、対象月が12月の場合 売上高 (万円)

2019年度	2019年									2020年			年間事業収入
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					150	150	100	50	50	150	150	150	950
2021年度	2021年									2022年			年間事業収入
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	80	80	80	80	80	80	80	80	30	80	80	80	910

設立年(2019年)の設立月(8月)から12月までの合計月間法人事業収入500万円を、設立月から12月までの月数(5か月)で除した2019年の月平均の法人事業収入100万円に対して、2021年12月の月間事業収入が30万円であり、2019年の月平均の法人事業収入と比較して**30%以上減少**しているため給付対象となります。

A' : 設立年(2019年)の設立月(8月)から12月までの月間法人事業収入の合計 = 500万円

M : 設立年(2019年)の設立月(8月)から12月までの月数 = 5か月

A : 500万円 ÷ 5か月 = 100万円

B : 設立年(2019年)の翌年(2020年)の1~3月の法人事業収入の合計 = 450万円

C : 2021年の対象月の月間法人事業収入 = 30万円

上限額を決める年間の法人事業収入 : A (100万円) × 12 = **1200万円**

**1億円以下**であり、法人事業収入の減少率が、**50%以上**であるため**上限額は、100万円**になります。

**S : 100 × 2 + 450 - 30 × 5 = 500万円 > 100万円 (上限額)**

**S : 給付額100万円**

例) 2020年8月に法人を設立し、決算月3月、対象月が1月の場合 売上高 (万円)

2020年度	2020年									2021年			年間事業収入
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					150	150	100	50	50	150	150	150	950
2021年度	2021年									2022年			年間事業収入
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	80	80	80	80	80	80	80	80	80	30	30	30	810

設立年(2020年)の翌年(2021年)の対象月と同じ月(1月)の月間法人事業収入150万円に対して、2022年1月の月間法人事業収入が30万円であり、設立年の翌年の対象月と同じ月と比較して**30%以上減少**しているため給付対象となります。

A' : 設立年(2020年)の設立月(8月)から12月までの月間法人事業収入の合計 = 500万円

M : 設立年(2020年)の設立月(8月)から12月までの月数 = 5か月

A : 500万円 ÷ 5か月 = 100万円

B : 設立年(2020年)の翌年(2021年)の1~3月の法人事業収入の合計 = 450万円

C : 2022年の対象月の月間法人事業収入 = 30万円

上限額を決める年間の法人事業収入 : 設立年(2020年)の翌年(2021年)の対象月と同じ月(1月)を含む事業年度(2020年度)の年間法人事業収入 = **950万円**

事業年度が12か月分ないため、事業年度の月数を除して12を乗じた金額 = **1425万円**

**1億円以下**であり、減少率が、**50%以上**であるため**上限額は、100万円**になります。

**S : 100 × 2 + 450 - 30 × 5 = 500万円 > 100万円 (上限額)**

**S : 給付額100万円**

# B-1 新規開業特例 (2019年、2020年設立の場合)

## 証拠書類等

### ■ 申請パターンに応じて最大下記の8種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNG**をお願いします。

証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請	ページ
① 確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 設立年が2019年の場合： <b>2019年の設立月から2020年3月、2020年11月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 確定申告書別表一の控え</li> <li>- 法人事業概況説明書の控え</li> </ul> </li> <li>• 設立年が2020年の場合： <b>2020年の設立月から2021年3月までを含む全ての事業年度の確定申告書類</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 確定申告書別表一の控え</li> <li>- 法人事業概況説明書の控え</li> </ul> </li> </ul> <p>※ ただし、上記書類について提出できない場合又は月次の法人事業収入を別途示す必要がある場合は、同期間の月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたものが確認できるもので代替することができる。</p>	必要	必要	必要	必要	P.30 ~38
② 対象月の売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等</li> </ul>	必要	必要	必要	必要	P.39
③ 履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 申請者の履歴事項全部証明書</li> <li>※ 今回新たに提出する場合、提出時から<b>3か月以内に発行</b>されており、申請時の代表者氏名があるものに限り</li> <li>※ 設立年が2019年の場合は法人の設立年月日が、<b>2019年1月1日から同年12月31日までの間</b>、設立年が2020年の場合は法人の設立年月日が、<b>2020年1月1日から同年12月31日までの間</b>のものに限り</li> </ul>	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.57
④ 振込先の通帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの</li> <li>※ 法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。</li> </ul>	必要	必要	必要に応じて変更	不要 (変更不可)	P.41 ~42
⑤ 宣誓・同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書</li> <li>※ <b>代表者本人が自署したものが</b>必要です</li> </ul>	必要	必要	必要	必要	P.43
⑥ 基準月*の売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基準月*の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等</li> </ul>	必要	不要	不要	不要	P.45
⑦ 基準月*の売上に係る通帳等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基準月*の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など</li> </ul>	必要	不要	不要	不要	P.46
⑧ 基準月*の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基準月*の売上に係る請求書、領収書、納品書、契約書など</li> </ul>	必要	不要	不要	不要	P.47

※「基準月」とあるのは、以下の月をさします。(2019年又は2020年に設立し、新規開業特例を用いる場合)  
 対象月が11月又は12月：設立年で法人事業収入のある任意の一月。  
 対象月が1-3月の場合：設立年の翌年の対象月と同月。

# B-1 新規開業特例 (2019年、2020年設立の場合)

## ■ 履歴事項全部証明書

- 法人の設立年月日が
  - 設立年が2019年の場合は法人の設立年月日が、**2019年1月1日から同年12月31日までの間、**
  - 設立年が2020年の場合は法人の設立年月日が、**2020年1月1日から同年12月31日までの間**のものであること。
- ※ 提出時から**3か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名が記載されたものに限りです。
- ※ 一時支援金又は月次支援金の受給実績のある方が**簡単申請を行う場合であって、提出済の履歴事項全部証明書の内容に変更がない場合は、履歴事項全部証明書の発行日が申請時から3か月を経過していた場合でも改めて添付いただく必要はございません。**ただし、基本申請の場合には、直近の受給時に添付した履歴事項全部証明書が自動添付されますが、申請時点で履歴事項全部証明書の発行日が3か月を超える場合には改めて添付いただく必要がございます。
- ※ **発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を添付してください。
- ※ 履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能**です。

「会社成立の年月日」が、  
設立年が2019年の場合は、  
**2019年1月1日から同年12月31日までの間、**  
設立年が2020年の場合は、  
**2020年1月1日から同年12月31日までの間**のものであること

### 履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□  
●●●●●●株式会社  
会社法人等番号□□□□-□□-□□□□□□

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公称をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.□□□ 2.□□□□	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●● □□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●●	
登記変更に関する事項	設立 令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている開示されていない事項の全部であることを証明した書面である。  
(●●法務局●●支局管轄)  
令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官 ●●●● 印

整理番号□□□□□□ \*下線のあるものは抹消事項であることを示す。

## B-1 新規開業特例 (2021年設立の場合)

### 給付額の算定例

$$\text{算定式： } S=A \times 5 - B \times 5, A=A' \div M$$

例) 2021年8月に法人を設立し、対象月が12月の場合 売上高 (万円)

2021 年度	2021年									2022年			年間事業収入
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					150	100	50	70	30	50	50	50	550

2021年の設立月（8月）から10月までの月間事業収入の合計300万円を設立月（8月）から10月までの月数（3か月）で除した2021年の設立月から10月までの月平均の法人事業収入100万円に対して、2021年12月の月間事業収入が30万円であり、2021年の設立月から10月までの月平均の法人事業収入と比較して**30%以上減少**しているため給付対象となります。

A' : 設立年（2021）の設立月（8月）から10月までの月間法人事業収入の合計 : 300万円

M : 設立年（2021年）の設立月（8月）から10月までの月数 : 3か月

A : 300万円 ÷ 3か月 : 100万円

B : 2021年の対象月の月間法人事業収入 : 30万円

上限額決定に用いる年間法人事業収入 : A (100万円) × 12 = **1200万円**

**1億円以下**であり、法人事業収入の減少率が、**50%以上**であるため**上限額は、100万円**になります。

**S : 100 × 5 - 30 × 5 = 350万円 > 100万円 (上限額)**

**S : 給付額100万円**

# B-1 新規開業特例 (2021年設立の場合)

## 証拠書類等

### ■ 申請パターンに応じて最大下記の8種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- 申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.8をご確認ください。
- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 継続支援無 基本申請	パターン2 申請ID発番 事前確認 継続支援有 基本申請	パターン3 マイページ ログイン 基本申請	パターン4 マイページ ログイン 簡単申請	ページ
① 確定申告書類	<p><b>2021年の設立月から10月の月間事業収入を含むすべての確定申告書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告書別表一の控え</li> <li>法人事業概況説明書の控え</li> </ul> <p>※ <b>ただし、上記書類について提出できない場合又は月次の法人事業収入を別途示す必要がある場合は、同期間の月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたものが確認できるもので代替することができる。</b></p>	必要	必要	必要		P.30 ~38
② 対象月の売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等</li> </ul>	必要	必要	必要		P.39
③ 履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の履歴事項全部証明書</li> </ul> <p>※今回新たに提出する場合、提出時から<b>3か月以内に発行</b>されており、申請時の代表者氏名があるものに限り ※ 設立年が2021年の場合は法人の設立年月日が、<b>2021年1月1日から同年10月31日までの間</b>のものに限り</p>	必要	必要	必要に応じて変更		P.60
④ 振込先の通帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの</li> </ul> <p>※法人名義の口座が存在しない場合には、年間法人事業収入が1億円以下の法人に限り、法人の代表者名義の口座も可能ですが、その場合、通帳と合わせて代表者名義の本人確認書類の提出が必要です。</p>	必要	必要	必要に応じて変更	不可	P.41 ~42
⑤ 宣誓・同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付規程により様式が定められた宣誓・同意書</li> </ul> <p>※ <b>代表者本人が自署したものが</b>必要です</p>	必要	必要	必要		P.43
⑥ 基準月*の売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準月*の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等</li> </ul>	必要	不要	不要		P.45
⑦ 基準月*の売上に係る通帳等	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準月*の売上に係る振込先の通帳、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表など</li> </ul>	必要	不要	不要		P.46
⑧ 基準月*の売上に係る1取引分の請求書・領収書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準月*の売上に係る請求書、領収書、納品書、契約書など</li> </ul>	必要	不要	不要		P.47

※「基準月」とあるのは、開業月から10月までで売上のある任意の一月をさします。(2021年に開業し、新規開業特例を用いる場合)

# B-1 新規開業特例 (2021年設立の場合)

## ■ 履歴事項全部証明書

- 法人の設立年月日が**2021年1月1日から同年10月31日までの間**であること。
- ※ 提出時から**3か月以内に発行**されており、申請時の代表者氏名が記載されたものに限りです。
- ※ 一時支援金又は月次支援金の受給実績のある方が**簡単申請を行う場合であって、提出済の履歴事項全部証明書の内容に変更がない場合は、履歴事項全部証明書の発行日が申請時から3か月を経過していた場合でも改めて添付いただく必要はございません。**ただし、基本申請の場合には、直近の受給時に添付した履歴事項全部証明書が自動添付されますが、申請時点で履歴事項全部証明書の発行日が3か月を超える場合には改めて添付いただく必要がございます。
- ※ **発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を添付してください。
- ※ 履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能**です。

「会社成立の年月日」が  
**2021年1月1日から  
同年10月31日までの間**  
であること。

### 履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□  
●●●●●●株式会社  
会社法人等番号□□□□-□□-□□□□□□

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公称をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.□□□ 2.□□□□	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●● □□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●●	
登記変更に関する事項	設立 令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている開示されていない事項の全部であることを証明した書面である。  
(●●法務局●●支局管轄)  
令和□□年□□月□□日

●●●●●● 法務局登記官

印

整理番号□□□□□□ \*下線のあるものは抹消事項であることを示す。